

雲南市行財政改革審議会（令和6年度 第1回）会議録要旨

開催日時 令和6年4月12日（金） 13:30～14:47

開催場所 雲南市役所 本庁舎 204 会議室

会議の出席者

(1) 委員（11名）

関耕平委員長、菅原純子副委員長、遠藤勇二委員、小林和彦委員、杉原律雄委員、妹尾芳行委員、
野々村一己委員、松林重雄委員、源之美委員、マラー詩乃委員
(欠席者) 有田昭一郎委員、片石喜己委員、岸本寛子委員

(2) 事務局（3名）

西村総務部長、奥井行財政改革推進室長、江角GL

議題

(1) 公の施設にかかる使用料の改定について

①令和5年度（第2回）行財政改革審議会会議録（要旨）

- ・令和6年3月11日開催の第1回審議会の会議録（要旨）について説明。

○主な意見等

- ・上限加算額の実際の上限額はどのくらいをイメージしているのか。それは、指定管理者が決めるようになるのか。（今現在、確定したものではないが、他の自治体の例などを参考に条例で定めた金額から1.5倍をさらに上限加算額として設定することを考えている。）
- ・よく、概ねという言葉があるが、大体1.2倍ぐらい。1.5倍とする根拠は？。（指定管理者の意見としても、この制度導入によってサービスの向上等にも結びつけて行けるよう、初導入の目安としては1.5倍程度が妥当という声をいただいている。）
- ・また、使用料を徴収する一方で、減免制度がある。（本来であれば支払われる）収入が減るということで、財政的な課題の中ではバランスが必要と考える。指定管理者あるいは最終的には市が負担するということになるので、財政の健全化ということも考えていって欲しい。（減免制度についても現況を調べ、使用料の改定時期を目途に、制度運用の見直しを検討していく。）
- ・使用料の見直し時期については、本来4月だと思う。本当であれば、指定管理料の見直しと同時に行うのが良かったと思うが、それはなかなか難しかったと理解する。（同時の見直しが難しかったのは、2つの理由があったため。一つは物価高騰や人件費の引上げの動きが著しく指定管理料や影響額の算定が非常に困難であったため。2つ目は委員の皆さんの意見にもあったように、周知期間、指定管理者の準備期間、利用団体の予算措置に配慮を要すると考えたため。）

②地域自主組織への意見照会状況について

- ・令和6年3月21日「令和5年度第12回雲南市地域自主組織連絡協議会」において、今回の「公の施設の使用料見直し」について説明を行い、総合センター（地域づくり担当職員）において各町の意見を取りまとめた結果を説明。加えて、市の施設所管課により指定管理者に対し

て行った個別ヒアリングの概要も説明。

○主な意見等

- ・地域からの意見としては、当審議会でも議論の時間を割いた「減免の取り扱いや運用面でのバラツキが気になる。」そういった指摘と理解すればよいか。（ご発言のとおり。）
- ・自主組織に私も関わっているため追加説明をさせていただいたところ。正直、意見は出なかった。急に聞いたというところもあるかもしれない。一方で、交流センターの指定管理を行っている立場もあり関心はあったと思う。上限加算額については、温浴や宿泊を除いて、自分達の問題（※貸館運営は導入予定外）としては捉えられなかったと感じた。
- ・使用料の徴収を預かる立場として、資料にあるような（減免の取り扱いや運用面の不統一といった）意見が出てきたというところか。
- ・免除、減免については、交流センターもそれぞれ（取り扱いに）格差があって、特に関心があったと思う。

③答申素案（たたき台）について

- ・これまでの審議会の議論の中で示された意見等を事務局で集約したものについて説明。

○主な意見等

- ・1. 答申の3段落目のところ、「また、」以下の文章について、「維持管理経費の上昇分を利用者と市の双方で負担することは・・・」とあるが、計算根拠に基づく上昇分だけを使用料に加算しているのだけれど、双方というのは市の負担部分は、指定管理料の見直しのところで負担しているからということで理解すれば良いか。（ご発言のとおりです。）
- ・少し、分かりにくい文章となっている。
- ・指定管理料の改定と使用料の改定がセットですよというのが分からないと読みづらい文章となっているかもしれない。使用料に関する答申ではあるが。（指定管理料については、今年度当初より既に引き上げを行っている。このあたりの書きぶりにつきましては、また事務局で検討させていただく。）
- ・先ほど、指定管理料は今年度から上がったという話。そうするとそれを元に指定管理者の方から指定管理施設の利用料金をどのくらい上げるかという話、上げたいというそういった要望は来ているのか。（物価高騰等の）上昇分、これは上げていかないと行かないといけない。例えば、体育館とかで利用料金をこのくらい上げていかないといけないといった意見はあるのか。集約されていれば。
- ・今回指定管理料を上げたというのは、形式的に考えると値上げ分ということになる。値上げ分

ということの中には、市の利用料を上げなかった部分をカバーする部分も含めて指定管理料の金額が決まっている。本来であれば、使用料も上げて、指定管理料も上げる。ただし、今回1年間は使用料を上げないということなので、包含した形の少し多めの指定管理料を払っていることになっている。

- ・そういうことになると、来年、指定管理料を下げても良いかということもある。
- ・現場の方からは、利用料金をどのくらい上げるかという意見は出ていないと思われる。今年度から指定管理料が上がったものの中には、昨年度に該当のところ（電力等価格の上昇分の影響が大きいところ）に市の補正予算があった。そういうところは分かるし、また最低賃金が上がった。そういうところの受け止めで指定管理料の見直しに繋がっている。使用料の見直しとは（現時点では）繋がっていない。自主組織それぞれ違うが、現在、報酬の見直しや点検を行っている。今年度からはきちんと（人件費が）上がると思う。その分を市が（指定管理料として）補填される。それと電気料などは年度末に調整（補助金対応）しなくても良くなる。指定管理料の見直しやこれまでの市の支援については、そうした受け止めをしている。
- ・前に議論をしたところ、（５）のところ上限加算額の対象施設は、すでに確定しているのか。（概ね確定しております。温浴施設、宿泊施設、キャンプ場など集客に結び付きやすい施設として貸館施設は外している。具体的には第１回会議資料４の別紙（P11）で変わりなし。）
- ・上限加算額の適用施設の妥当性や幅についてはこれまで議論とならず、現状、市が挙げているもので妥当かと思われる。
- ・上限加算額の対象施設は、地元の人が利用されるときにどうしたら良いのかということ、また里帰りのような範疇の方の利用の際どうするのか、そういうことを含めて地元利用に対する一定の配慮というのを盛り込んでいる。考えてみてくださいという答申の中身となっている。
- ・上限加算額の１．５倍というのは、半額免除というのもあるので対応しているといえれば対応している。
- ・意見の（１）のところ、「周知期間、指定管理者の準備期間の確保、利用団体の予算措置等を考慮し」ということだが、「利用団体の予算措置」というのは具体的にどういったイメージか。（例えば、ある団体で年間の予算措置を行おうとすれば総会などを開いて機関決定する必要があり、一定の期間が必要であると想定した。）
- ・市から団体への予算措置と捉えて、勘違いしていた。予算措置を予算計画としては。（字句の修正を行う。）
- ・２．意見等（３）情報発信のところ。改善を求める目的のところは、市民サービスの向上、もしくは施設利用の促進、市民が利用しやすくするために。こうした目的とか何のために行うのか

といった点をどこかに付け加えていただけるとより伝わりやすいと感じた。(記載を追加する。)

- ・ 答申の1のところ、「一つ目の諮問項目である」、「二つ目の諮問項目である」というところは、分かり易く諮問書の(1)、(2)の項目名のままを記載した方が良い。「(1) 使用料の改定による利用者負担につきましては…」、「(2)柔軟な料金設定を可能とする運用については…」という形式にいただいた方がより分かり易い。(記載を修正する。)
- ・ 各地区の交流センターの使用の中で、地域と関りを持つ組織、例えばスポーツ協会、交通安全協会の支部、それぞれの地域の中で結成された組織がいろいろあって、ここは全額負担したり、50%の金額であったり、全額免除であったり3段階に分かれていると思う。この一年間で見直し案を示されて調整をしていくことが必要、貸館業務の中で民間が使用した場合の金額が明確に示されていないように思う。交流センターに表示をしていただければ使用が、しやすいと感じる。(減免の基準について、基本的なものはあるが、地域によって判断の度合いが違うということも聴いている。そのところは、地域振興課と一緒に確認もしながらどういう形が良いのか皆さんに分かり易くしていくということは必要なことで、進めていきたい。)
- ・ 温浴施設等については、市外や経済の関係で一気に使用料を上げることは難しいと考えるが、かなり広範囲から来客があるので、やり方によっては利益を上げていく施設であると考えて。儲けの部分が指定管理料の引き下げに充てられるといった方法だけではなくて、決算書を毎年度精査しながら、やりがいを持てるような指定管理料のあり方や活気のある施設運営といった視点も持った制度運用を検討いただきたい。
- ・ 経営者側のモチベーションを上げていく上で、柔軟な料金設定というのは意義がある。(5)の上限加算額の中で盛り込めるよう検討されたい。
- ・ 減免措置の話で、言われたら払いますという形にどうしてもなるので、やはりしっかりと明示されていて、その解釈が違ってきたら調整できるような形で透明性を高めていく視点が必要。
- ・ 事業者の営利、非営利の区分をはっきりさせて欲しい。例えば、市に登録されている市民活動団体というのは特例が特にない。今後、市民が元気に活動していくということに対して範囲を広げることも必要と感じる。出雲市のボランティアセンターでは登録しておくとかかなり安く公共施設が使えるといった例もある。
- ・ 減免制度そのものの区分や適用・要件、旧来の減免対象や新たなものの取り扱いについても市の方で検討、整理が必要と感じる。
- ・ 意見等の(4)は、市の適切な関与のもと、指定管理者等へ自主的努力を促して施設の安定運営を目指すという趣旨であると考えているが、審議会が踏み込んで指定管理者に意見を述べていると捉えられてはいけないと感じる。あくまで審議会から市に対する答申としての書きぶりとするべき。(誤解のない表現に改める。)

○今後のスケジュール

- ・事務局の方で、本日頂いたご意見を整理させていただき、答申書(案)に完成させ、正副委員長に確認いただいたものを各委員のみなさまへ書面送付し承認を頂くことで完成とする。
- ・市への答申書伝達については、4月中旬頃を予定し、同じく正副委員長出席により実施。(※実際には4月18日(木)13:30より市役所応接室にて実施した。)今後、市議会への説明や広く周知も行っていく。

以上